新しい促進制度

- 新しい促進制度は2012年1月1日から有効となっている。
- 2013年12月31日以前に投資が開始している場合において、ここで記載されている優遇された比率及び期間の支援項目を利用できる。
- 新たに戦略的投資促進実施制度が導入されたことが今度の促進対策の特徴である。

支援項目	地域別促進	大規模投資	戦略的投資	一般促進
付加価値税の免税	✓	✓	✓	✓
通関税の免税	✓	✓	✓	✓
減税	✓	✓	✓	
保険料補助（使用者分）	✓	✓	✓	
所得税源泉徴収補助*	✓	✓	✓	✓
保険料補助（被雇用者分*	✓	✓	✓	
金利補助**	✓		✓	
投資用地割当	✓	✓	✓	
付加価値税還付***			✓	

* 投資が第6地域において実施される場合にのみ用意される。

** 戦略的投資に関して総ての地域において、地域別促進に関しては第3・第4・第5または第6地域において投資が実施される場合に講じられるものとする。

*** 固定投資額が5億トルコリラ以上の戦略的投資に関してのみ講じられる。

支援項目の説明

付加価値税の免税：促進対象資格証明書の範囲内で国内及び国外から調達される投資用機器及び設備のための付加価値税の支払いの免除である。

通関税の免税：促進対象資格証明書の範囲内で国外から調達される投資用機器及び設備のための通関税の支払いの免除である。

減税：所得税または法人税が、投資のために想定される金額に達するまで、減税されて徴収されることである。

保険料補助（使用者分）：促進対象資格証明書の範囲の投資によって確保される雇用に関して支払われるべき保険料（使用者分）の最低賃金に相当する部分が経済省によって支払われることである。

所得税源泉徴収補助：促進対象資格証明書範囲の投資によって確保される雇用のために定められる所得税源泉徴収の免除である。第6地域にのみ応用される。

保険料補助（被雇用者分）：促進対象資格証明書範囲の投資によって確保される雇用の関して支払われるべき保険料（被雇用者分）の最低賃金に相当する部分が経済省によって支払われることである。第6地域にのみ応用される。

金利補助：促進対象資格証明書の範囲内で利用される最低1年満期の投資用融資のために確保されるファイナンス支援であり、促進対象資格証明書記載の固定投資額の70%まで利用される融資の最初の5年間において支払われる金利及び利益分の一定部分が経済省によって割り当てられることである。

投資用地割当：促進対象資格証明書が発行される投資のために財務省によって定められる規則の枠内での投資用地の割当である。

付加価値税還付：固定投資額が5億トルコリラ以上である戦略的投資の範囲内で実施される建設関連出費のために徴収される付加価値税の還付である。

地域別促進対策実施の特徴

地域別促進対策実施において各県で支援対象となるセクターは当該県の潜在力や経済規模の考慮により定められており、地域の開発水準に応じて支援内容が差別化されている。

地域別促進対策実施のために最低固定投資額が、第1地域及び第2地域において100万トルコリラを、その他の地域では50万トルコリラを下限として、支援対象となる各セクター及び各県のために個別に定められている。

地域別促進対策
支援比率及び期間

支援項目		地域 I	II	III	IV	V	VI
付加価値税の免税		✓	✓	✓	✓	✓	✓
通関税の免税		✓	✓	✓	✓	✓	✓
減税（投資貢献比率 - %）	工業団地外	15	20	25	30	40	50
	工業団地内	20	25	30	40	50	55
保険料補助（使用者分）（年）	工業団地外	2	3	5	6	7	10
	工業団地内	3	5	6	7	10	12
投資用地割当		✓	✓	✓	✓	✓	✓
金利補助（ポイント）	国内融資	X	X	3	4	5	7
	外貨融資			1	1	2	2
保険料補助（被雇用者分）（年）		X	X	X	X	X	10
所得税源泉徴収補助（年）		X	X	X	X	X	10

大規模投資の促進

下表明記の12の投資分野は大規模投資促進対策の枠内で支援される。

投資分野	最低固定投資額（百万トルコリラ
o 精製済み石油製品の生産	1000
o 化学物質及び化学製品の生産 o 港湾及び港湾サービス o 自動車産業	200
o 自動車部品産業、鉄道及び路面電車の機関車及び/または車両の生産、パイプライン輸送サービス、電子機器生産、医療機器及び精密光学機器の製造、薬剤産業、航空機及び宇宙船及び/または部品の製造、機械（電気機械及び装置を含む）産業、冶金生産	50

大規模投資のための
支援比率及び期間

支援項目		地域 I	II	III	IV	V	VI
付加価値税の免税		✓	✓	✓	✓	✓	✓
通関税の免税		✓	✓	✓	✓	✓	✓
減税（投資貢献比率 - %）	工業団地外	25	30	35	40	50	60
	工業団地内	30	35	40	50	60	65
保険料補助（使用者分）（年）	工業団地外	2	3	5	6	7	10
	工業団地内	3	5	6	7	10	12
投資用地割当		✓	✓	✓	✓	✓	✓
保険料補助（被雇用者分）（年）		X	X	X	X	X	10
所得税源泉徴収補助（年）		X	X	X	X	X	10

優先的投資対象分野

地域別促進対策範囲内で第5地域支援によって支援される投資分野は以下の通りである：

- ✓ 文化観光保護開発区域における観光投資、
- ✓ 鉱業投資、
- ✓ 鉄道及び海路による貨物または乗客運送関連の投資、
- ✓ 2千万トルコリラを超える生物工学的な薬剤やがん治療薬や血液生産及び防衛産業関連の投資、
- ✓ 自動車産業・宇宙分野や防衛産業に関する試験センターや風洞及び同様の投資、
- ✓ 民間によって実施される初等・中等・高等教育への投資、
- ✓ 科学産業テクノロジー省やトルコ科学技術研究機構（TUBITAK）及び中小企業支援機構（KOSGEB）の研究開発事業によって開発された製品の生産に対する投資、
- ✓ 5万平米以上の屋内施設を有する国際展示場への投資

下部地域支援の応用

下記の投資に関しては減税及び保険料補助（使用者分）について一つ下の地域で提供されている支援が提供される：

- ✓ 工業団地における投資
- ✓ セクター間協力に基く投資

戦略的投資の促進

この範囲で支援される投資は以下の基準をすべて満たさなければならない。

- ✓ 固定投資額が5千万トルコリラ以上であること、
- ✓ 投資対象製品に関する国内合計生産能力が輸入分より少ないこと、
- ✓ 投資による付加価値が40%以上であること（精製所及び石油化学投資においてこの条件が求められない）、
- ✓ 生産される製品に関する合計輸入価値が最近1年間で5千万米ドル以上であること（国内生産を有さない商品に関してこの条件が求められない）。

戦略的投資のための支援比率及び期間

支援項目		全地域
付加価値税の免税		✓
通関税の免税		✓
減税（投資貢献比率 - %）		50
保険料補助（使用者分）		7年（第6地域においては10年
投資用地割当		✓
金利補助	国内融資	5ポイント
	外貨融資	2ポイント
保険料補助（被雇用者分）		10年（第6地域のみ）
所得税源泉徴収補助		10年（第6地域のみ）
付加価値税の還付（対象は5億トルコリラ以上の戦略的投資のみ）		✓

一般的促進対策

促進されないまたは促進のために求められる条件を満たさない投資内容を除き、最低固定投資額及び能力を超える投資は地域区分に関係なく一般促進対策の範囲内で支援される。

一般促進制度において最低固定投資額が第1・第2地域において100万トルコリラであり、その他の地域では50万トルコリラである。最低固定投資額に関する基準を満たさない投資は支援対象外である。

促進対策情報センター
電子メール ：incentives@e conomy.gov.tr
URL ：www.ekonomi.gov.tr
連絡先 ：İnönü Bulvarı No:36 06510 Emek Ankara - Turkey

新しい地域区分地図

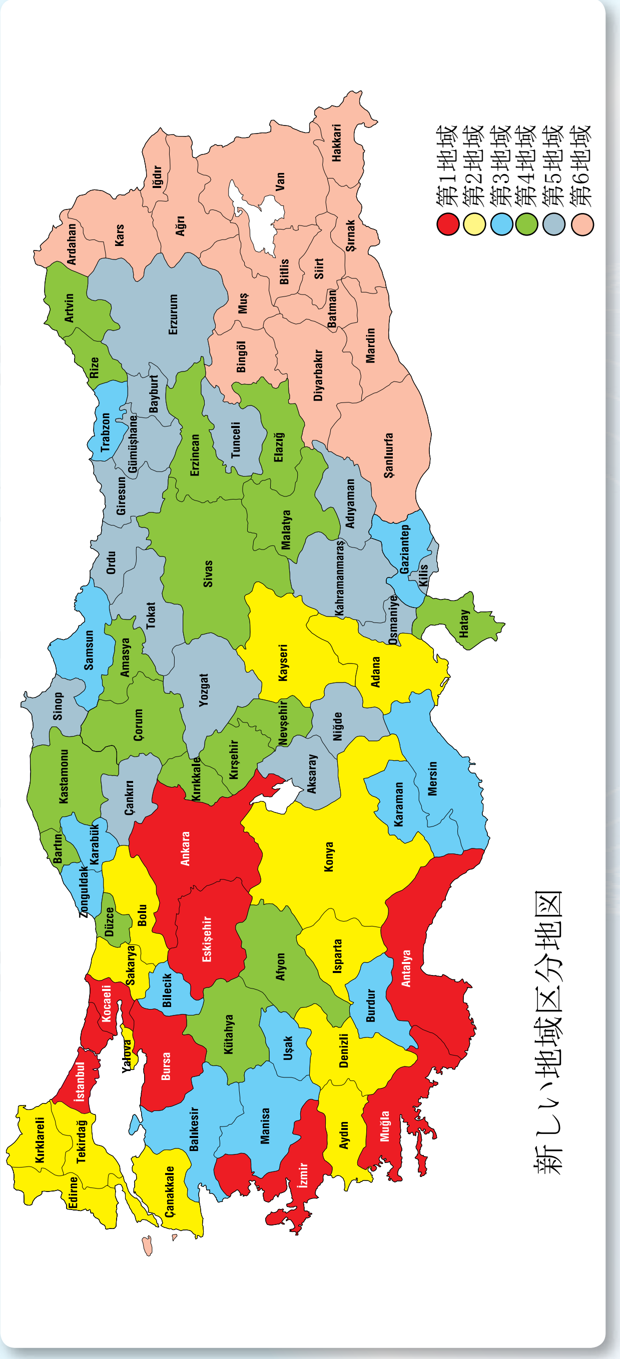

REPUBLIC OF TURKEY
MINISTRY OF ECONOMY

新しい促進制度

トルコ共和国　経済省

Japanese

促進実施及び外国資本総局